

平成 29 年（ワ）第 164 号、平成 30 年（ワ）第 55 号 損害賠償請求事件

原告 林 修 外 163 名

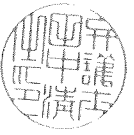
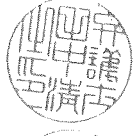
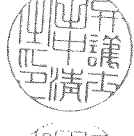
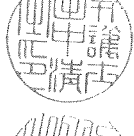
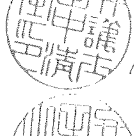





被告 東京電力ホールディングス株式会社

### 準 備 書 面（11）

（第 53 回原子力損害賠償紛争審査会議事録を踏まえた補充主張）

令和 3 年 4 月 23 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士	田 中 清	
同	棚 村 友 博	
同	金 山 伸 宏	
同	田 中 秀 幸	
同	中 嶋 乃 扶 子	
同	青 木 翔 太 郎	
同	小 谷 健 太 郎	
同	川 見 唯 史	
被告訴訟復代理人 弁護士	三 森 健 司	
同	堀 口 拓 也	
		外

## 第1 第53回原子力損害賠償紛争審査会議事録を踏まえた被告の主張

「被告準備書面（3）」において述べたとおり、原子力損害賠償紛争審査会が定める「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」（原賠法18条2項2号）である中間指針等は、訴訟によらない当事者間での自主的な解決を図ることを狙いとしており、訴訟において通常認定される額よりも高額（少なくともそれを下回ることはない）賠償額を示したものである。

この点、令和3年2月8日に実施された第53回原子力損害賠償紛争審査会において、中間指針等の位置づけに関する仙台高判令和2年9月30日（以下「生業訴訟控訴審判決」という。）の説示内容に話題が及び、同審査会会長からは、被告の主張と同旨の理解に基づく発言がなされた。そこで、同審査会における発言内容について、議事録（乙B217）を具体的に引用して説明する<sup>1</sup>。

## 第2 第53回原子力損害賠償紛争審査会議事録から確認できる事実

### 1 鎌田薫会長の発言

令和3年2月8日に実施された第53回原子力損害賠償紛争審査会において、本件事故に関する生業訴訟控訴審判決における中間指針等の位置づけに関する説示内容<sup>2</sup>の説明を受けた鎌田薫会長が、概要、

---

<sup>1</sup> 鎌田薫会長は「個別の判決にコメントをするのはいかなものかと思えますけれども、中間指針の位置づけについて、正面から議論の対象にされているので、その点については認識を共通にしておいたほうがよろしいかとも思いますが」として、生業訴訟控訴審判決について明示的に言及している（乙B217・27頁）。

<sup>2</sup> 同判決296頁の「全中間指針において定められた額は、指針策定当時までの事情を基に、個別事情を捨象して、当該地域に居住していた全住民に共通する損害項目を考慮に入れながら、一審被告東電側も任意の支払いを拒否することのないように合理的と考えられる額として定められたものと解されるから、任

以下のような発言を行った（乙B217・29頁）。

「指針は、いわゆる本件事故と相当因果関係のある損害及び、場合によっては、その損害額の算定方法について、これは東電が払ってくれるだろうということを期待してではなくて、被害者がそれで納得していただける、被害者に十分な救済を与えることができるという線を中間指針で出していった。それでも足りないという特別事情があれば、それは個別にADRセンター等を活用して解決して欲しいと、こういうふうな考え方で指針を策定してきたつもりですので、そういう意味では、中間指針の在り方について正確に御理解いただいた記述ではないという印象は免れないというふうに、中間指針等の策定に関わった者としては言わざるを得ないところだろうと思っております。」

## 2 大塚直会長代理の発言

また、大塚直会長代理からも、概要、以下のような発言がなされた（乙B217・28頁）。

「紛争審査会といたしましては、これは鎌田先生におっしゃっていただくことでもあって恐縮ですが、東京電力が支払いを拒否することがないように損害を認定したということはございませんし、特に中間指針の第4次追補までの辺りの状況を考えますと、その策定の経緯におきまして、東京電力がそれを拒否するようなことは、事実上、非常に考えにくい状況であったということもございます。紛争審査会は、そのようなことを想定する状況になかったということもございませ

---

意の支払いを念頭に置いた和解金的な色彩があることは否定できないところである。そうすると、本訴において口頭弁論終結時までの事情を基に、一審被告東電による任意の支払いを期待するという要素を考慮に入れずに、本件事故と相当因果関係のある損害額を定める場合に、全中間指針における基準額よりも高い額となることは、ある意味では自然な結果であると言える」との説示部分が読み上げられた。

て、当時のことを想起していただければ、実際上は、この点は自明であると思われます。

むしろ、不法行為に関する判例とか学説では、認めるべきかどうか  
が必ずしも明らかでなかった住宅確保損害とか自主的避難者の損害  
等を含めて賠償の対象に含めてきたということがございます。その意  
味で、任意の支払いを拒否することのないように合理的な額を定める  
というようなことを判決がお書きになっている箇所は誤解を招きや  
すい指摘ということは言えるのではないかと思います。」

### 3 小括

このように、被害者に十分な救済を与えるべく、不法行為に関する  
判例や学説では認めるべきかどうか  
が明らかではない損害をも賠償  
対象とした「一般的な指針」による賠償を受け取ることにより、圧倒  
的多数の被害者が裁判を経ずともその損害は填補されたものと認識  
する中で、裁判所が個別事情を考慮することなしに「一般的な指針」  
が定めるよりも高額な精神的損害を共通損害として認定した場合、多  
くの被害者が「一般的な指針」の基準を超える金額の賠償を求めて提  
訴に至ることが予想され、その場合にはもはや「一般的な指針」は機  
能しなくなる。

本件訴訟における原告らの請求の当否の判断においては、以上の点  
に十分留意されるべきである。

以上